

税制改正④個人所得課税の所得控除等

所得税・個人住民税の見直し

2018年度税制改正で所得税増税が決まりました。850万円超と所得が高く、主に子どもや介護が必要な人がいない会社員が、増税になります。ただし実施は2020年1月です。

今回の所得税改革は、働き方の多様化に対応するためとされます。会社員などに適用する給与所得控除を減らして、フリーランスの人でもだれもが使える基礎控除を増やします。ただし、所得が2,400万円を超える高所得者は基礎控除を3段階で減ります。基礎控除は所得2,400万円超～2,450万円以下は32万円、2,450万円超～2,500万円以下は16万円、2,500万円超はゼロになります。

各種控除の見直しの要点

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 給与所得控除・公的年金等控除の控除額の引下げ（10万円）及び基礎控除の控除額の引上げ（10万円）

② 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- 給与所得控除の控除額の上限の引下げ（給与収入850万円超は一律195万円（23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等には負担増が生じないよう措置））（下の表を参照）
- 公的年金等控除の控除額の上限設定（公的年金等収入1,000万円超は一律195.5万円）及び公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の場合の控除額の引下げ
- 基礎控除の見直し（控除額について、合計所得金額2,400万円超で逡減開始、2,500万円超で消失）

（参考）改正後の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

2020年分以後の所得税及び2021年以降の個人住民税について適用されます。